

西東京市社会教育委員についての参考資料

1. 関係条例と規則等

- ①西東京市社会教育委員設置条例及び西東京市社会教育委員会議規則
②社会教育法(抄)(昭和24年6月10日法律第207号)

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、

次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対し
て、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

2. 報酬・活動状況等

- ①報酬：月額29,000円(学校長、公職等を除く)

②主な活動内容

○月1回の定例会議のほか必要に応じて臨時会、小委員会等を開催

※前任期の定例会議

日時 第4金曜日の午後2時から4時まで

場所 田無庁舎の会議室等

○各種研修会等への参加(年4回程度)

○社会教育に関する調査・研修・レポート作成

③主な審議事項(前任期)

○生涯学習推進指針について

○新たな時代における社会教育のあり方－多様な人々がつながるネットワークづくりを通
して－について

④主な提言等(前任期)

○新たな時代における社会教育のあり方－多様な人々がつながるネットワークづくりを通
して－について(提言) 令和7年6月